

国立障害者リハビリテーションセンターの 事業のあり方についての検討会

報告書

令和6年12月18日

目 次

1	検討の経緯	1
2	国リハが実施すべき事業の方向性	2
(1)	検討の柱Ⅰ：リハビリテーションニーズが満たされていない、又は高度な支援を必要とする障害者、難病者等への支援	2
(2)	検討の柱Ⅱ：公的機関が担うべき、障害やリハビリテーションにかかる人材育成	8
(3)	検討の柱Ⅲ：障害とリハビリテーションに関する研究及び情報発信	11
(4)	検討の柱Ⅳ：障害分野に関する政策課題への取組	15
(5)	その他（全体）	18
	おわりに	19

1 検討の経緯

- 国立障害者リハビリテーションセンター（以下、「国リハ」）は、昭和 54 年の創立から 45 年が経過している。
- 近年の国リハを取り巻く状況の変化や今期（第 3 期）の中期目標（令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに達成すべき業務運営に関する目標）の総括を踏まえ、国リハが果たすべき機能や役割、重点的に実施すべき事業等の検討を行い、今後の事業のあり方を整理することを目的として、国リハにおいて「国立障害者リハビリテーションセンターの事業のあり方についての検討会」が設置された。
- 同検討会では検討を進めるにあたり、第 3 期中期目標の総括が報告され、そこで今後の課題として挙げられた内容や、同検討会構成員からの意見を踏まえ、以下の 4 つの「検討の柱」を設定した。これに沿って計 4 回にわたり議論を重ねてきたところである。

- I リハビリテーションニーズが満たされていない、又は高度な支援を必要とする障害者、難病者等への支援
- II 公的機関が担うべき、障害やリハビリテーションにかかる人材育成
- III 障害とリハビリテーションに関する研究及び情報発信
- IV 障害分野に関する政策課題への取組

- 今般、以下のとおり、同検討会において示された国リハの事業のあり方についての意見を整理したのでここに報告する。

2 国リハが実施すべき事業の方向性

(1) 検討の柱Ⅰ：リハビリテーションニーズが満たされていない、又は高度な支援を必要とする障害者、難病者等への支援

① 国リハが対象とすべき利用者像とその支援体制

【現状・背景】

(国リハ)

- 国リハ病院には入院病棟・病床は4棟160床あるが、現在1棟40床が休床となっており、3棟120床で運営している。
- 国リハ病院における年度別患者数の推移をみると、入院患者の1日平均人数や外来患者延数は平成11年度をピークに年々減少傾向にある。
令和2年からは、新型コロナウイルスのパンデミックの影響で、入院患者の定員充足率（1日平均）は25%程度にまで落ち込んだが、令和5年度より回復基調に転じ、令和6年度（上半期）は35%を超えるまでに回復している。
- その一方、国リハ病院の入院患者の障害は年々重度化しており、入院患者を障害別にみると、平成28年度から令和5年度の8年間で、四肢麻痺（頸髄損傷等による）の割合が増加し、約半数に達した。
また、これに合わせて、令和5年度の入院患者の疾患別割合も、脊髄損傷が約半数を占めるようになっている。
- 国リハ自立支援局が提供する障害福祉サービスには、就労移行支援等定員充足率の低いものが存在する。
- 平成25年度から令和4年度における国リハ自立支援局利用者であって難病を有するものについては、疾病の種類は28種類で、利用者数は延べ175人となっている。

(社会・周辺) ※ 国リハを取り巻く社会状況や周辺事情を指す

- 地域の回復期リハビリテーション病院の病棟数や病床数は増加傾向にある。
- 難病と診断された者で障害福祉サービスを利用している者は全体の約20%となっている。また、利用を希望しているが利用にまで至っていない者は約10%となっている。

【事業の方向性】

- 重複で精神障害のある者等、他の機関では対応が困難な者を支援の対象とすべきではないか。
- 医療から福祉という一連のサービスの流れを一つの機関で提供できる機関は多くはない。また、他の多くの就労移行支援では、一般雇用ではなく、就労継続支援のような別の就労系サービスにつなげることが主目的となっているような事業も多い。そのため、国リハでは、特に就労年齢の者を主にターゲットにする等、実際の雇用につながり得るような層をメインにサービス提供するような事業展開も考えられるのではないか。
- 加齢による障害状況の変化や二次障害のあるような者を対象にすべきではないか。また、そのような者への支援手法を開発し、それを地域に普及させる必要があるのではないか。
- 近年では、生活面での困難さの解消や軽減はある程度制度化ないし整備されてきたものの、その次の段階の仕事や余暇活動での困難さに直面している障害者が多く、ニーズがシフトしているように感じているため、どのような支援が必要となるのか調査を行い、当事者の具体的なニーズを分析、把握する等した上で、国リハが対象とする利用者像や事業展開を検討すべきではないか。
- 難病の者への支援については、国リハで実施してノウハウや知見を蓄積し、それを地域に普及させていく必要があるのではないか。
- 難病の者を対象とする場合に限らず、医療部門と福祉部門が方針決定において対等かつ組織的に連携する必要があるのではないか。

② 具体的な支援内容（遠隔リハビリテーション等による伴走型支援の実施）

【現状・背景】

（国リハ）

- 利用者が周辺自治体に偏っており、所沢では大半が関東近県からの利用となっている。
- 機能訓練や生活訓練、就労移行支援における応用訓練として、利用者の自宅や職場、それらの周辺の環境等に出向いての訪問訓練を実施している。
- 支援終了後の元利用者の状況確認は、現在、本人からの要望や地域の支援機関等からの要請があって対応しており、一つの事業として体系化しているわけ

ではない。

(社会・周辺)

- 遠隔リハビリテーションにかかるノウハウが未整備な地域や、従事する人材の育成が進んでいない地域があることが予想される。

【事業の方向性】

- 先端的なりハビリテーションセンターである国リハの利用を終え、地域に戻った利用者について、国リハが専門的な知見に基づきどのようにその者をフォローしていくのか、といったことを検討することが有用である一方で、いつまでも国リハにその者をつなぎとめておくのではなく、地域資源にどのようにバトタッチしていくべきか、という視点も必要となるのではないか。
- 地域に戻った利用者個人への支援も必要ではあるが、今後その者を支援していくことになるであろう地域の専門機関や専門家とのつながり、それらへの支援等も必要となるのではないか。
- まずは、近隣の自治体における関係機関との連携を進めるところから取組を始める必要があるのではないか。
- 特有の障害や疾病にかかる専門的な知識や支援方法の伝達等、地域に戻った利用者を支援する当該地域のかかりつけ医に対する専門的な支援等も必要となるのではないか。
- 上記の内容のほか、以下のような課題・論点についても検討していく必要がある。
 - 現在、外部の関係機関等からの要請に対応している支援終了後の元利用者の状況確認についても、その内容についてデータとして記録に残し、蓄積した上でニーズ等の分析を行う必要がある。

③ 具体的な支援内容（理療教育）

【現状・背景】

(国リハ)

- 近年の利用状況については、専門課程の場合、国リハ全体でみると、利用者数は年々減少傾向にあり、令和5年度の定員充足率は20%を下回っている状況にある。平成28年度から令和5年度までの定員充足率を施設別にみると、所沢と福岡が40%台から20%台に、神戸が40%台から10%台に、函館が20%

台から1ケタ%台にそれぞれ減少している。

高等課程（所沢のみ）の場合、利用者数及び定員充足率は年々減少・低下傾向にあり、令和5年度の定員充足率は10%を下回っている状況にある。

- また、利用者の傾向としては、全体的に高年齢化が進んでいることに加えて、視覚障害以外の重複障害や重篤な疾患を有する利用者の割合が国リハ全体で近年70～80%を占めている。

（社会・周辺）

- 身体障害者数の総数は増加傾向にあるが、視覚障害者数は横ばい傾向にある。また、視覚障害者の65歳以上の割合は約70%となっている。
- あはき業に就労する視覚障害者は、他業種に比べれば多いものの年々減少傾向にある。また、視覚障害者の就労職種に占めるあはき業の割合は年々減少傾向にあり、30%程度となっている。
- 盲学校における生徒数は年々減少傾向にあり、かつ、近年高年齢化が進んでいる。

【事業の方向性】

- 今後、利用者数が増えていくことはないにしても、訪問マッサージ等、視覚障害者の就業先としては一定のニーズがあり、職業としてもある程度成り立つものと思われることから、単に事業をやめてしまうということではなく、規模も含め、現状に即したサービスのあり方を検討する必要があるのではないか。
- 視覚障害者への支援に取り組んでいる医療機関や福祉事業所等は比較的少なく、認知度も低い。理療教育だけでなく、医療や福祉、就労における視覚障害者の現状の支援ニーズをよく調べた上で、事業展開を検討する必要があるのではないか。
- 施設経営という観点からすると、この利用率の状態での事業継続はあり得ないということにはなるが、国立施設の提供するサービスという観点から、利用者は少ないけれども事業を続けていく必要があるかどうかについて、よく検証する必要があるのではないか。
- 重複障害のある視覚障害者への理療教育というのは、やはり国リハでないと対応は難しいと思われるため、引き続き対応していく必要があるのではないか。
- 1990年代等と比べると、理療教育を希望する視覚障害者の激減には隔世の感がある。当時もあはき業における就労についてはヘルスキーパー等の分野に活路を見出すほか、特別養護老人ホームへの就職が安定的な進路として注目されていた。しかし、あはき業自体への就労の割合も減っている昨今の状況を踏

まえると、定員等を見直す方向で考える必要があるのではないか。

- 上記の内容のほか、以下のような課題・論点についても検討していく必要がある。
- 国リハにおける理療教育事業のあり方を検討するに当たっては、障害福祉サービスを所管する厚生労働省障害保健福祉部、あはき師制度を所管する同省医政局、盲学校を所管する文部科学省、視覚障害当事者団体等、各関係機関・団体との調整が必要となる。

④ 具体的な支援内容（就労移行支援）

【現状・背景】

（国リハ）

- 近年の利用状況については、所沢では、利用者数は平成 29 年度以降減少の一途をたどっており、令和 5 年度では定員充足率は 10%を下回っている。別府では、令和 5 年度に初めて定員充足率が 50%を上回った。
- 利用者の障害種別は、所沢では肢体不自由、高次脳機能障害、発達障害の割合が大きくなっている。
- 近年のサービス利用終了者の帰結状況について、所沢では就職した者が半数、就労に向けたサービスに移行をした者が約 20%となっている。また、令和元年度以降の利用者の 50%が就職に結びついており、支援終了 1 年後の就労定着率は 80～100%となっている。

（社会・周辺）

- 就労移行支援を単独で実施している障害福祉サービス等事業所では、精神障害や発達障害の利用者が多くなっている。

【事業の方向性】

- 医療から福祉という一連のサービスの流れを一つの機関で提供できる機関は多くはない。また、他の多くの就労移行支援では、一般雇用ではなく、就労継続支援のような別の就労系サービスにつなげることが主目的となっているような事業も多い。そのため、国リハでは、特に就労年齢の者を主にターゲットにする等、実際の雇用につながり得るような層をメインにサービス提供するような事業展開も考えられるのではないか。（再掲）
- 重度の肢体不自由の者や高次脳機能障害の者への就労移行支援等は、国リハ

での実践を重ね、支援手法を開発し、それを地域に普及させる必要があるのではないか。

- 難病の者も就労移行支援の対象にする場合、支援実施体制や、現行システムにおいて解決しなければならない課題等をよく整理する必要があるのではないか。
- 進行性の難病のある者等は就労移行支援の対象になりにくく、支援そのものも難しい。このため、リモートでの助言や訪問等で、在宅ワークを想定して自宅環境を整える等の対応は考えられるのではないか。
- 国リハで行われる就労移行支援の効果測定等をしっかりと行い、利用者の置かれている状況や利用者のニーズに応じて、どのようなサービスを受ければ雇用にまで結びつくのか、というところを社会に示す必要があるのではないか。また、そのような効果測定等を行う場合、地方自治体等においても有効活用できるような形で結果を示す必要があるのではないか。
- 上記の内容のほか、以下のような課題・論点についても検討していく必要がある。
 - 利用率が高い事業所の状況等を参考に、国リハで対応すべき内容について検討することも考えられるのではないか。

(2) 検討の柱Ⅱ：公的機関が担うべき、障害やリハビリテーションにかかる人材育成

① 各養成学科の意義・役割・必要性、研修事業の強化

【現状・背景】

(国リハ)

- 国家試験受験資格が得られる言語聴覚学科及び義肢装具学科については、ともに近年の定員充足率は90～100%となっているが、応募状況（倍率）は過去と比べ低減傾向にある。一方、当該2学科の学生の国家試験合格率は、全国平均を上回っている。
- 上記2学科以外の4学科（視覚障害学科、手話通訳学科、リハビリテーション体育学科及び児童指導員科）についても応募状況は過去と比べ低減しており、直近の定員充足率が30%以下となっている学科もある。
- 学院で実施している研修には、それぞれの地域や専門分野において指導的な役割を担う人材の養成を目的とするものがある。（令和5年度においては全37研修中5研修（全体の約15%））
- 令和5年度においては、学院で実施した全37研修中、完全集合型は9研修のみで、完全オンラインでの実施が25研修、オンラインと集合の組み合わせでの実施（ハイブリッド型等）が3研修となっている。
- 研修講師における外部人材の割合は、令和5年度において約60%となっている。その外部人材の所属分野は、医療分野が約30%、福祉分野が約50%となっている。外部からの研修講師には、当事者団体や当事者家族も含まれる。

(社会・周辺)

- 言語聴覚士養成校の校数及び定員数は、平成27年度以前は増加傾向にあったがそれ以降は減少傾向にある。また、義肢装具士養成校の校数は横ばいとなっている。その定員数は、平成27年度以前は増加傾向にあったが、その後は横ばいとなり、令和3年度には減少している。
- 言語聴覚士の将来の需給バランスは2030年頃から2036年頃には供給過剰になると推計している研究がある一方、直近の有効求人倍率は全職種平均よりも高く、また、医療以外の教育や福祉などの分野においても活用が図られてきている。
- 視覚障害学科、手話通訳学科、リハビリテーション体育学科については、国

リハ以外に同様の専門職を養成している機関等が全く無いか、ほとんど無い。

【事業の方向性】

- 養成や研修については、今回だけの検証や見直しではなく、定期的な対応が必要なのではないか。
- 自らが養成課程や学校という形態を持たずとも、外部や民間の養成課程の学生の実習先という形で人材育成に関わっていくこともできるのではないか。
- どういう分野の人材育成を行うことで、当該分野にどういった影響や効果をもたらすことができるのかという視点を持って、養成すべき専門職等を検討する必要があるのではないか。
- 取得できる資格もそうだが、国リハで学ぶメリットを強く打ち出す必要があるのではないか。
- 言語聴覚士や義肢装具士については、医療現場では不可欠な職種であり、人材確保に困っている状況が現場としてはあるので、引き続き国リハで養成していく必要があるのではないか。
- リハビリテーション分野の専門職等の業務の魅力や活躍・活用の場、制度への反映等についての国への働きかけを、職能団体だけでなく国リハのように様々な関係職種が働き、それらを客観的・俯瞰的に評価することができる機関が行うことも必要なのではないか。
- リハビリテーションエンジニアの養成等も検討する必要があるのではないか。
- 手話通訳については、聴覚障害者への情報保障という観点から、今後、ますます社会的なニーズが増大していくことが予想されるため、養成することは必要なのではないか。
- 学生の手話通訳士試験合格率向上に向けた取組を行うとともに、国リハ学院のミッションの範囲を超えることかも知れないが、手話通訳に携わる人材（手話通訳士、手話通訳者を問わず）の労働条件について目配りしていく必要もあるのではないか。
- 学生数や受講者数が少ないからすぐにやめると考えるのではなく、その専門職の養成の必要性を十分に検証する必要があるのではないか。
- 職能団体や地域が行っている研修の実態を把握した上、当該研修とタイアップする取組も検討する必要があるのではないか。その一方で、職能団体等が行っている研修とのすみ分けを図り、職能団体等では実施できない研修の実施と

ともに、そのノウハウの普及等について検討する必要があるのではないか。

○ 上記の内容のほか、以下のような課題・論点についても検討していく必要がある。

- 現在養成している専門職を今後も国立機関で直接養成する場合であっても、一般的な専門職を養成するのか、専門職の中でも指導的な役割を担う人材を養成するのか検討する必要がある。後者の場合、養成課程という年単位で就学する形態（専修学校等としての形態）を取るのか、比較的短期の現職の専門職を対象とした現任研修の形態を取るのか、検討する必要がある。
- 現任研修の場合、日程の確保等、受講者は基本的に勤務調整をしなければならない困難さがあることから、単にオンラインでの実施を推進するだけでなく、オンデマンド研修の導入について検討する必要がある。
- 今後も指導的な役割を担う人材の養成を目的とする研修を中心に実施することが想定される一方で、比較的基礎的な知識や技術を身につけることを目的とするような研修のラインアップについて検討する必要がある。

(3) 検討の柱Ⅲ：障害とリハビリテーションに関する研究及び情報発信

① 研究テーマの設定

【現状・背景】

(国リハ)

- 研究所で実施している研究の大半が研究者からの発案によるもので、研究者個人の裁量で実施されている。
- 組織として取り組むべき研究テーマ設定や目指すべき研究の方向性について、優先順位等を可視化した上で検討やとりまとめを行う仕組みや、それを各研究部門や個々の研究者に落とし込んでいく仕組みがない。

【事業の方向性】

- 研究テーマの設定にあたり、厚労省の意向を確認したり、逆に国リハから厚労省に提案したりするような機会を設ける必要があるのではないか。
- トップダウン的なテーマ設定において、当事者視点からのプライオリティ設定を意識する必要があるのではないか。
- 国リハ内で研究部門が選定する研究テーマについては、①在籍する研究者独自のテーマ、②国からの要請によるテーマ、③サービス提供部門と共同で研究を行うようなテーマ、に分けて考えられることが望ましい。③に関しては、制度に基づいてサービス提供している現場の忙しさもあり、一朝一夕に対等なテーマ検討の場を確保することが難しいことは理解できる。それでも包括的なリハビリテーションに取り組む施設等機関として、現場実践のメンタリティと研究実践のメンタリティとを融合させていくような取組を行っていく必要があるのではないか。
- 研究者個人の発案によるテーマ設定や国の施策に資するテーマ設定に加えて、当事者視点のテーマ設定やサービス提供の現場発信のテーマ設定等も考えられる。国リハとして、これらをどのようなエフォートで実施していくのかについて検討する必要があるのではないか。
- 国リハの各部門において、研究に資するフィールドにはどのようなものがある、どのような研究者がどのような研究をしようと思っているのかについて把握した上で整理し、それらを組織横断的にマッチングさせるような取組を検討してはどうか。

- テーマ設定自体をグリップした方がよいのか、研究理念を示して、それに基づいて個人の裁量でテーマ設定した方がよいのか、よく検討する必要があるのではないか。
- 国リハは様々な専門職が同じ方向を向いてそれぞれの業務を行っているのが特徴的な組織だと思われるので、研究テーマ設定の際にもそれが損なわれないような配慮が必要となるのではないかな。

② 事業成果の効果的な普及、障害の理解促進・普及啓発

【現状・背景】

(国リハ)

- 主に部門ごとに情報発信を強化してきたが、組織としての戦略的实施やその効果検証は十分とはいえない。
- 自立支援局利用申込者が国リハを知った経緯は多種多様な関係機関等からの情報による。

【事業の方向性】

- 国リハの関係人口を増やすため、まずは国リハの周辺地域における相談支援機関等（ステークホルダー）に属する専門職等を対象とした取組内容の説明会等をより積極的に実施する等、顔の見える関係性を量的に増やししながら、国リハで行っている各種事業や取組についての普及啓発を強化してはどうか。
- 相談支援事業所等の関係機関が、国リハに関するどのような情報を知りたいのかについて、各自治体に設置されている自立支援協議会等、様々な機会を通じて、把握する必要があるのではないかな。
- 国リハのどの部門にどういう内容を相談するとどういう対応をしてもらえるのか、ということについて、体系的に整理して示す必要があるのではないかな。
- 上記の内容のほか、以下のような課題・論点についても検討していく必要がある。
 - 機関リポジトリの活用や動画共有サイトによる研究成果発信等、情報発信の強化方策を検討する必要がある。
 - 障害特性に応じた合理的配慮の例の発信により、国民の障害への理解を促進する方策を検討する必要がある。
 - 組織全体の情報発信を戦略的に実施するために、国リハで定めている基本

方針（「国立障害者リハビリテーションセンター広報（情報発信）基本方針」）の見直し等について検討する必要がある。

③ 全国の支援拠点への支援機能の向上

【現状・背景】

（国リハ）

- 全国の支援普及拠点センターとして、高次脳機能障害情報・支援センターや発達障害情報・支援センターにおいて、都道府県の支援拠点等との連携を図り、支援を普及定着させる各種取組みを進めてきた。

（社会・周辺）

- 地域における高次脳機能障害や発達障害の支援拠点の整備が進んでいる。

【事業の方向性】

- 支援拠点が整備されてきたことによる効果や成果がどのようなものであるかを明らかにするための調査研究やその結果の発信等に取り組む必要があるのではないか。その効果測定の手法が分からなければ、その手法について研究するところから始めてもよいのではないか。
- 上記の内容のほか、以下のような課題・論点についても検討していく必要がある。
 - 支援拠点の体制整備といったハード面の整備はある程度進展してきたことから、地域における支援機能の強化等、ソフト面の整備に資する情報発信を継続する必要がある。

④ WHOとの連携や国際協力の推進

【現状・背景】

（国リハ）

- 1995 年からWHO指定研究協力センターの指定を受けて、WHOへの協力活動を実施している。
- 日中韓連携事業を通じ、日本・中国・韓国のリハビリテーション分野の取り組みについて情報共有している。

- コロナ禍後、海外からの見学者・研修生の受け入れを再開し、センターの知見を発信している。

【事業の方向性】

- 国際協力は国リハにしかできない取組もあるので、引き続き積極的に取り組む必要があるのではないか。国リハだけではできない取組については、関係機関と協力して対応する必要があるのではないか。
- 上記の内容のほか、以下のような課題・論点についても検討していく必要がある。
 - 主な対象と考えられるアジア太平洋地域を中心に各国における障害者サービスの提供状況やリハビリテーション専門職の育成状況等のデータ収集を行い、その分析結果に基づき、国リハに求められる国際協力の枠組みの構築について検討していく必要がある。
 - WHO指定研究協力センターとしての活動や、日中韓連携事業で開催される国際シンポジウム等への参加等の国際協力に関わる国リハ職員の人材育成の観点から、語学力の向上はじめ情報発信やプレゼンテーション能力等のスキルアップにつながる仕組みの構築について検討する必要がある。
 - 海外のリハビリテーション専門職育成への貢献について、その効果的な方法を検討する必要がある。

(4) 検討の柱Ⅳ：障害分野に関する政策課題への取組

① 国リハの事業運営における障害当事者の視点の反映

【現状・背景】

(国リハ)

- 職員に障害を有する者が一定数いるため、各職場での通常業務の中で自ずと障害当事者の視点を踏まえた業務遂行がなされている環境にはある。
- 障害にかかる統計調査の結果分析等を通じた障害者のニーズ把握や利便性向上に資する研究を実施している。
- 科研費等の研究に障害当事者が参加しているものもある。

(社会・周辺)

- 医療や研究への患者・市民参画（P P I : Patient and Public Involvement）は、広がりを見せている。
- 内閣府の障害者政策委員会では、各カテゴリーから多くの障害当事者が委員として参画している。

【事業の方向性】

- 事業運営の方針決定に障害当事者の視点をどのように取り入れていくかについては、以下のような視点を重視すべきではないか。
 - 多くの当事者が参加可能となる仕組み
 - 現場職員だけでなく、意思決定に関われるような部署やポストといった、運営側の立場への参画
- 当事者の中でも、新たな課題を持つ、新しい世代の声を拾う必要があるのではないか。
- 当事者から意見をうかがうヒアリングの機会を定期的に設ける必要があるのではないか。その場合、当事者個人としての意見だけでなく、当事者団体等の組織を代表するような形での意見聴取を行うべきではないか。また、その当事者団体が事業運営の方針決定に関われるような仕組みを検討する必要があるのではないか。
- 厚生労働省の実施している「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」等、既存の公的な統計調査の分析や有効活用の方法を

検討する必要があるのではないか。

- 当事者団体が自らのニーズに基づいて独自で調査や研究を行うようなことがあるが、団体の通常の活動だけで手一杯で調査や研究を進めるだけの余力が無かったり、調査や研究についての専門的な知見が無かったりして、適切な実施に至らないことも多い。例えば、そのような団体や取組をフォローしたり、場合によっては共同で調査・研究を行うことを通じて、障害当事者の視点を取り入れるような取組も必要ではないか。
- 上記の内容のほか、以下のような課題・論点についても検討していく必要がある。
 - 障害当事者を研修講師に登用する等、人材育成に障害当事者の視点を取り入れる方法について検討する必要がある。
 - 運営委員会等の委員としての障害当事者の参画等、現実的な対応について検討する必要がある。

② 障害にかかる統計やデータベースへの関わり

【現状・背景】

（国リハ）

- 障害にかかる統計の企画やデータ分析に関わる機会はあるが、研究者レベルの部分的な関わりとなっている。
- 関連する機関（各地のリハビリテーションセンター等）との連携・協力が不十分となっている。

（社会・周辺）

- 公的な統計調査が必ずしも障害当事者や支援者、研究者等に利用しやすいものとなっているとは限らない。

【事業の方向性】

- 障害にかかる公的な統計データに有用なものが多くないことに加え、人材や費用確保の観点からも国の機関でないと取り組むことが難しい面があると思われる。当初は、対象とする障害を限定した形でもよいので、積極的に取り組むべきではないか。
- 有効な調査を行おうとする場合にボトルネックとなるような要素について、事前に整理しておく必要があるのではないか。

- 例えば、障害以外の変数との組み合わせを想定した調査設計を行う等、調査実施にあたり、どのようなデータをどのように取得し、どのような分析をするのかといった、事前の戦略的なフレームワークが必要ではないか。

(5) その他（全体）

- 国リハにしかできない事業を創設し、その後、当該事業にかかる知見やノウハウを地域や民間に普及させることで結果的に国リハの事業が減少したのであれば、役割を全うしたと考えてよいのではないか。

言い換えれば、新設事業を立ち上げる場合、地域や民間が当該事業を担えるような普及促進まで行うことで、最終的には国リハで実施する必要がなくなることを事業目標にすることもできるのではないか。

一方で、事業が縮小しているのにもかかわらず、事業をやめるわけにはいかない事情があり、事業終了のタイミングを図ることが難しいようなことが想定される場合には、事業立ち上げの際にある程度いくつかのシナリオを書いておくことも重要なのではないか。

- 障害当事者のニーズも時々刻々と変わってきていることから、当事者がどのようなことを求めている、そのニーズを満たすためにはどのようなことが障壁となっているのか、といったことを把握し、整理することが重要であると考えらる。これは、国リハの具体的な事業展開を考える前提としても必要なことであるとともに、こうしたニーズ把握をきちんと行うことができている組織や機関が実はあまりないことから、国リハがリードしてこのような現状把握に努め、整理した結果を公に示すようなことも必要なのではないか。

- 難病の者への支援であったり、利用終了後の、遠隔での対応を含めた支援やフォローアップであったりと、新しいニーズに即して新しいことに取り組んでいく必要がある一方、限られた人員や予算の範囲で事業を行わなければならない中で、新しいことに資源を振り分けていくためには、これまで行ってきた事業のいくつかをやめたり、規模を縮小したりしなければならない。

国リハとして求められていること、必要とされていることを行うために、そうしたことをよく検討し、決断すべきところは決断する必要があるのではないか。

- 新しい事業や取組を実際に行っていこうとする場合には、その内容や実施体制とともに、役割を終えた事業や取組を減らしたり、廃止したりすることも合わせて検討する必要があるのではないか。

おわりに

- 国リハでは、現在、第3期中期目標に基づき事業運営を行っている。また、次期中期目標となる第4期中期目標（令和7年4月1日から令和12年3月31日まで）については、令和6年度中に策定することとなっている。
- 今後は、本報告書を踏まえた上で、国リハにおいて第4期中期目標期間における業務運営の検討にあたり、さらに長期的な視点に立った今後の国リハの事業のあり方の整理を進め、障害者の自立及び社会参加の推進に貢献することを期待する。

**〔参考 1〕 国立障害者リハビリテーションセンターの事業のあり方についての
検討会開催状況**

第 1 回

日時：令和 6 年 8 月 8 日（木）14:00～16:00

議題：（１）検討会の開催について

（２）国立障害者リハビリテーションセンターの現状について

（３）国立障害者リハビリテーションセンター第 3 期中期目標の総括について

（４）検討の進め方（案）について

第 2 回

日時：令和 6 年 9 月 3 0 日（月）14:00～16:00

議題：（１）検討の進め方について

（２）国立障害者リハビリテーションセンターの事業にかかる課題・論点等について

第 3 回

日時：令和 6 年 1 0 月 3 0 日（水）17:00～19:00

議題：（１）前回の意見の整理について

（２）国立障害者リハビリテーションセンターの事業にかかる課題・論点等について

第 4 回

日時：令和 6 年 1 2 月 6 日（金）14:00～16:00

議題：（１）前回までの意見の整理について

（２）報告書案及び報告書概要案について

〔参考 2〕 国立障害者リハビリテーションセンターの事業のあり方についての
検討会構成員名簿

氏名	所属・役職
おがた とおる 緒方 徹	東京大学大学院医学系研究科 教授
おやま さとこ 小山 聡子	日本女子大学人間社会学部社会福祉学科 教授
きくち なおひさ 菊地 尚久	千葉県千葉リハビリテーションセンター センター長
きよみや きよみ 清宮 清美	東京保健医療専門職大学リハビリテーション学部 理学療法学科 教授
くまがやしんいちろう 熊谷晋一郎	東京大学先端科学技術研究センター 教授
たかおか とおる 高岡 徹	横浜市総合リハビリテーションセンター センター長
にへい みさと 二瓶 美里	東京大学大学院情報理工学系研究科 教授

※敬称略、50 音順、◎は座長